

## 基本施策 3 『健やかで思いやりのあるまちづくり』

### ～ 1) 保健、医療、福祉の充実 ～

#### 主要施策 1 保健・医療の充実

##### 主要事業 1-1 健康づくりと予防保健事業

具体的方策	各種検診への受診促進や相談・指導体制の充実を図るなど町民の健康づくりに努めます。 また、温水プールやトレーニング施設などを備えた健康増進施設を整備し、運動習慣の一層の推進を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	<b>健康診査(平成24年度～平成28年度)</b>
目的	生活習慣病予防と疾病の早期発見のための健康診査をします。
概要	基本健康診査とがん検診をセットし、また休日検診を設けるなど町民が受診しやすい検診体制づくりに努め、がん検診受診率35%を目標に取り組みます。
1-②	<b>各種健康教室(平成24年度～平成28年度)</b>
目的	生活習慣の特性である運動・食事・禁煙など、個人の生活習慣の改善の重要性に対する町民の理解の推進を図ります。
概要	健康ウォーキングや糖尿病教室等、各種教室を部落単位または対象者別に運動・栄養・禁煙等生活改善の重要性を学習する場として開催し、効果的な保健指導の徹底により、生活習慣改善につなげます。
1-③	<b>予防接種(平成24年度～28年度)</b>
目的	予防接種を実施することで、発病、重症化を予防し、感染症の蔓延を予防します。
概要	契約医療機関において、個別接種により定期予防接種(ポリオ・ジフテリア破傷風百日咳混合・日本脳炎・麻しん風しん混合・BCG)及び高齢者インフルエンザを実施します。また、子宮頸がん等ワクチン等の任意予防接種への助成を行います。
1-④	<b>健康づくり推進員の育成(平成24年度～28年度)</b>
目的	地域住民と行政との健康づくりのパイプ役として、部落ごとに健康づくり事業を推進し、意識啓発を担う人づくりを行います。
概要	健康づくり推進員を対象に研修会(講演会・学習会等)を開催し、健康づくりへの意識啓発を図り、地域での健康づくり事業の推進を図ります。
1-⑤	<b>食生活改善推進事業(平成24年度～平成28年度)</b>

目的	生活習慣予防及び疾病の重症化予防を図り、健康増進を推進します。
概要	食生活改善推進員等と協力し、食生活改善のための知識・技術を普及推進するための教室等を地域・病態別に開催します。また、朝食摂取率の向上をめざして、地域、保育園、幼稚園、学校等での取組みを検討・実施します。
1-⑥	<b>食育推進事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	食を通しての生活改善、文化創造、教育振興、地産地消等の推進を図ります。
概要	食生活改善のための知識・技術を普及推進するだけでなく、「食」をキーワードに関係機関が連携し、健康を支える食文化創造、食に関する感謝の心を養う取組み、地産地消の推進等を図りながら、食を通じた心と身体健康づくりを推進します。
1-⑦	<b>温水プール建設事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	町民の健康増進を目的に、温水プールを建設します。
概要	運動習慣を推進し、町民の生活習慣病予防、疾病の重症化予防及び介護予防を図るなど、健康増進を推進するための温水プールを建設します。
1-⑧	<b>町民体力づくり運動推進事業(平成24年度～28年度) (再掲)</b>
目的	「いつでも・どこでも・誰とでもスポーツ」を通じて、住民の健康増進を図ります。
概要	年齢や体力水準・健康状態に応じて、無理なく安全で手軽な運動やスポーツを取り入れることにより、より健康的で快適な生活を送っていただくため、講習会・教室等を開催します。また、指導者の派遣も積極的に行い『1人1スポーツ 元気琴浦！！』を目指します。

### 主要事業 1-2 母子保健の充実

具体的方策	妊婦・乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導等各種保健指導を実施し、子育てに対する知識や技術を提供し、育児不安の軽減に努めます。 また、幼児虐待や発達障がいのある子ども等に対する支援の充実を図るため、医療機関、児童相談所、中部療育園、保育園、幼稚園、学校、地域との連携を強化します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>母子保健事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	妊婦や就学前までの幼児を対象に、各種健康診査、相談、訪問指導等を実施します
概要	子育てに対する知識や技術を提供し育児不安の軽減を図るとともに、疾病の早期発見及び療養への支援を行います。

2-②	発達支援事業(平成24年度～平成28年度)
目的	エール巡回相談、遊びの教室などを実施し、子育て不安の解消に努めます。
概要	エール巡回相談、遊びの教室などを実施するとともに、各保育園、こども園にコア・リーダーを育成します。支援をスムーズに行うことができるよう担当者連絡会を開催し、関係機関の連携を図ります。

### 主要事業 1-3 地域医療体制の充実

具体的方策	鳥取県、消防署、医療機関等との連携・協力を図り、救急処置・移送体制の整備・充実並びに休日・夜間の医療体制の充実に取り組みます。 また、町内医療体制の充実を図るとともに、町内医療機関と連携し、日頃の健康管理のため、かかりつけ医の奨励と在宅医療の充実に取り組みます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	町内医療体制充実事業(平成24年度～28年度)
目的	町内医療体制のさらなる充実を図るとともに、町内医療機関との連携を図りながら、町民の健康づくりを推進します。
概要	町内医療体制を充実させるよう関係機関に働きかけるとともに、町内医療機関との協力のもと、かかりつけ医の奨励により、健康づくりや健診等の充実努めます。
3-②	休日・夜間等救急医療体制充実事業(平成24年度～28年度)
目的	休日でも救急医療が24時間体制で提供できるよう医療体制の充実を図ります。
概要	鳥取中部ふるさと広域連合に委託し、中部医療機関が輪番制で休日急患診療を行います。
3-③	救急車医師同乗システム(平成24年度～25年度)
目的	救急医療サービスの充実と救命率の向上を図ります。
概要	心肺停止状態及び生命に危険が及ぶ状態の場合、医師が救急車に同乗して救急医療を行います。なお、山陰道の開通効果を検証し、システム全体の見直しを行います。

## 主要事業 1-4 医療費の助成

具体的方策	身体に障がいのある人、その他特に医療費の助成を必要とする者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の自己負担について助成します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	特別医療費助成事業(平成24年度～平成28年度)
目的	身体に障がいのある人、その他特に医療費の助成を必要とする者に対し、自己負担金を助成することにより、その健康の保持と生活の安定を図ります。
概要	身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、ひとり親家庭、中学校卒業までの小児、特定疾患患者に対し、医療費の自己負担金を助成します。

## 主要施策 2 地域福祉の充実

### 主要事業 2-1 地域支え合い事業

具体的方策	社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域福祉ネットワークを推進し、地域福祉活動の充実を図ります。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	社会福祉協議会支援事業(平成24年度～平成28年度)
目的	地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の支援を図りながら、地域支え合いの充実、ボランティア育成・組織の整備、リーダーの養成など地域福祉の充実を図ります。
概要	社会福祉協議会人件費、福祉センター等管理費、愛の輪・福祉委員事業、さわやか福祉基金事業、いきいきサロン事業、生きがいと創造事業等各種事業に対し、補助することで、事業運営の円滑な推進を図ります。 各事業において、独居高齢者・高齢世帯等の安否確認・見守りやボランティア育成、小地域の支え合い等を推進します。
1-②	地域福祉計画策定事業(平成28年度)
目的	地域福祉計画策定によって地域住民の福祉充実を図り、町民の福祉への推進、啓発を行います。
概要	住民と共に地域福祉計画を策定し福祉活動の推進を図り、住民参画への福祉の町づくりを行います。
1-③	民生委員活動事業(平成24年度～28年度)
目的	民生委員・主任児童委員により地域福祉活動の支援を図ります。

概要	民生委員、主任児童委員により低所得者、高齢者、母子世帯などの実態把握と援助活動、児童の保護など地域福祉活動を行い、各種研修会に積極的に参加し、部活動と支部会の委員相互の連携と、資質の向上に努め地域福祉の充実に努めます。 また、災害時要援護者(独居高齢者・高齢者世帯、障がい者等)を支援するため、災害時要援護者登録を推進し、災害時に援護の必要な人を見逃すことのないように事業を実施します。
1-④	<b>社会福祉施設借入金利子補助事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	社会福祉施設の建設資金借入金利子補助を行います。
概要	社会福祉法人立石会に、特別養護老人ホームの建設資金借入金の償還利子に対する補助を行います。
1-⑤	<b>災害時要援護者支援事業(平成24年度～28年度) (再掲)</b>
目的	障がいのある人、ひとり暮らしの高齢者などが、災害時における支援を地域で受けられるようにするための制度により、安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進します。
概要	災害時要援護者台帳システムを整備し、災害時における地域ごとの要援護者の抽出、要援護者に対する必要な支援が早期に実施できるようにします。

## 主要事業 2-2 生活困窮者の自立支援

具体的方策	景気低迷により増加傾向にある生活困窮者(生活保護を受けている者)が自立した生活ができるよう、的確な就労支援、適正な支給を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>就労支援及び適正な支給事業(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	関係機関と連携することで、生活保護制度との効果的な連携によりセーフティネットを確立し住民生活を守ります。
概要	町福祉事務所設置により、就労支援員の活用、ハローワークとの連携で生活困窮者への的確な自立への支援を図ります。 生活困窮者に対する生活実態の把握を行うとともに適切な助言・指導に努めます。

## 主要施策 3 高齢者の生きがい対策、福祉の充実

### 主要事業 3-1 高齢者の社会参加の推進

具体的方策	伝統文化・技能の伝承などを通して、子どもたち等との世代間交流を推進します。 高齢者クラブ、スポーツや趣味の活動、シルバー人材センターなど高齢者の自主的活動を支援します。	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	
1-①	高齢者クラブ活動事業(平成24年度～28年度)	
目的	高齢者の健康と生きがいづくりを通して、子どもたち等との世代間交流を図ります。	
概要	高齢者クラブの活動の充実と発展を助長し、趣味活動・スポーツ等健康づくり・伝統文化・技能の伝承等を通して高齢者と地域の子どもの世代間交流を支援します。	
1-②	シルバー人材センター運営事業(平成24年度～28年度)	
目的	高齢者の福祉推進及び雇用就業対策を図ります。	
概要	高齢者が自己の知識と経験を活かして、地域社会の担い手として活躍するとともに、仲間づくりを通して就業環境の整備と交流を図ります。	

### 主要事業 3-2 元気高齢者の支援

具体的方策	高齢者の健康づくりや趣味の活動などの生きがい教室の開催、生きがい就労推進等、生涯現役のまちづくりを進めます。	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	担当課
2-①	高齢者のつどい事業(平成24年度～28年度)	
目的	地域の高齢者が福祉の推進と研修を図ります。	
概要	地域の高齢者が年1回一同につどい、講演・演芸等を行い、親睦を図ります。	
2-②	ふれあいいきいきサロン事業(平成24年度～28年度)	
目的	ふれあいいきいきサロンへの助成と運営支援を行います。	
概要	小地域よりさらに住民が集まりやすい集落ごとのサロンに対して支援し助成を行います。	

2-③	生きがいとふれあいの事業(平成24年度～28年度)
目的	元気な高齢者の閉じこもりを防ぎ、いきいきと暮らせるよう支援します。
概要	高齢者どうし、気の合う仲間や同じ趣味を持つ仲間が楽しく活動するための、活動の場の提供や趣味活動を支援します。
2-④	寿大学の開催(平成24年度～28年度)(再掲)
目的	高齢者が自ら意識を持って、生きがいを見い出せる学習機会を設けます。また、趣味活動を通じて仲間づくりを行います。
概要	定期的な講演会・実習活動を開催します。各専門コースで習得した技術や知識を披露できる機会を一般教養コースの中に取り入れます。

### 主要事業 3-3 在宅福祉の充実

具体的方策	認知症予防対策やリハビリテーションなど生活支援事業を総合的に実施し、高齢者の在宅支援に努めます。 地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所や介護支援専門員との連絡調整を図り、介護体制の推進に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	介護予防特定高齢者事業(平成24年度～28年度)
目的	介護保険に移行しないよう、介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を特定高齢者と位置づけ予防します。
概要	認知症の早期発見・予防教室により、認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援します。また、高齢者専用マシンを使用してリハビリすることで、全身の基礎体力を向上させ、閉じこもりを予防します。
3-②	介護予防一般高齢者事業(平成24年度～28年度)
目的	介護保険の理念を広く普及し、高齢者が生涯健康で暮らしていけるよう支援します。
概要	琴浦町地域包括支援センターを中心に、高齢者の実態把握に努め、広く介護保険の理念である予防重視の知識と意識啓発に努めます。 高齢者クラブ等への健康教室や高齢者の低栄養予防に努め、介護家族への支援などを行います。 また、介護支援専門員や居宅介護事業所への指導・助言を行い、介護予防に努めます。
3-③	要介護者支援事業(平成24年度～28年度)
目的	介護保険の理念を広く普及し、高齢者がたとえ要介護の状態になっても、生涯、地域で健康に暮らしていけるよう支援します。

概要	高齢になり、介護サービスが必要となった場合でも、可能な限り社会とかかわりながら、いきいきと暮らせるよう、また高齢者の住み慣れた地域で暮らしたいという願いを実現できるように在宅福祉サービスを中心に各種事業の基盤を整備していきます。
----	--

## 主要施策 4 児童福祉・子育て支援対策の充実

### 主要事業 4-1 子育て支援対策の充実

具体的方策	子育て支援センターを整備・充実し、地域子育て仲間づくりや一時預かり制度の拡充など子育て支援活動の充実に努めます。育児休業の取得促進施策、ファミリー・サポート・センター事業などの充実に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	子育て支援センター(平成24年度～28年度)
目的	子育て支援センターの機能の充実に努めます。
概要	子育て支援センターを会場に、子育てに関する悩みや心配ごとの相談に応じます。保育園児と未就園児との交流、保護者同士やファミリーサポートセンター会員との交流事業を行います。子育てサークルへの支援を図ります。
1-②	一時保育事業の充実(平成24年度～28年度)
目的	保護者のやむを得ない事情により、一時的に保育が必要となった児童を保育園で預かります。
概要	保護者が利用しやすいように環境の整備を図るとともに、保護者のニーズの把握に努め、児童の育成を図ります。
1-③	放課後子どもプラン事業(平成24年度～28年度)
目的	地域の実態を把握し、学童保育の充実に努めます。
概要	地域ごとの学童保育の要望を調査し、地域の実情や要望に合った取組みを各地域の住民の方々と一緒に検討し、その充実に努めます。
1-④	ファミリー・サポート・センター事業の充実(平成24年度～28年度)(新規)
目的	ファミリー・サポート・センターの機能の充実に努めます。
概要	保護者が仕事と育児を両立できる環境や地域の中で子育てを支援できる体制としてファミリー・サポート・センターを勤保育園に設置しています。アドバイザーを設置し、会員相互間で育児支援を行うための調整を行い、子育て支援の充実に努めます。

1-⑤	<b>特別医療費助成事業(平成24年度～平成28年度) (再掲)</b>
目的	中学校卒業までの小児で医療費の助成を必要とする者に対し、自己負担金を助成することにより、その健康の保持と生活の安定を図ります。
概要	中学校卒業までの小児に対し、医療費の自己負担金を助成します。
1-⑥	<b>母子保健事業(平成24年度～28年度) (再掲)</b>
目的	妊婦や就学前までの幼児を対象に、各種健康診査、相談、訪問指導等を実施します。
概要	子育てに対する知識や技術を提供し育児不安の軽減を図るとともに、疾病の早期発見及び療養への支援を行います。

#### 主要事業 4-2 保育事業の推進

具体的方策	保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブの充実、保育料の軽減等に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>通常保育(平成24年度～28年度)</b>
目的	保育園では、仕事等で児童の面倒を見ることができない家庭の児童を預かります。
概要	小学校入学前(就学前)の0歳～5歳の児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設で、児童の心身の健全な発達を図ります。第3子以降の保育料の無料化、保育料の引き下げ等により、保育料の軽減を図ります。
2-②	<b>延長保育事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	保育時間の開園時期の始期及び終期の前後に保育需要のある児童への対応を図ります。
概要	全園で延長保育を実施しており、私立みどり保育園で1時間、他の園では30分の延長保育を実施しています。これからの利用者のニーズを把握し、延長時間の検討を行います。
2-③	<b>休日保育事業の充実(平成24年度～28年度) (新規)</b>
目的	休日において家庭での保育が困難な児童に対し、保育園で保育を実施します。
概要	休日において家庭での保育が困難な児童に対し、保育園で保育を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

2-④	病児・病後児保育事業の充実(平成24年度～28年度) (新規)
目的	病中または病気の回復期にあつて集団生活が困難な児童の保育をします。
概要	保育園に通園中で、病中または病気の回復期にあることから集団保育が困難な児童で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童をお預かりし、児童の育成を図ります。

### 主要事業 4-3 保育園の整備

具体的方策	幼児一人ひとりの健やかな発達を促していくための環境の整備を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	保育園の施設整備(平成24年度～28年度)
目的	保育園の施設整備を進めます。
概要	地域社会の中で家庭と保育園、小学校等が十分な連携を図り、就学前教育から小学校への一貫した教育体制を整備します。 保育園運営のあり方としては、次世代を担う子どもたちの生活環境や住民ニーズが多様化する中で、今後の社会情勢を鑑み、保育料の抑制や保護者負担の軽減につながる統廃合や指定管理者制度等の導入も検討し、保育園運営の円滑化を図ります。 保育園の統合、認定子ども園の運営は、保護者や住民の理解を得ながら進めていきます。

### 主要事業 4-4 子ども等に対する虐待対策

具体的方策	児童虐待に関する相談窓口を開設し、各専門機関と連携を図ることにより、被害の早期発見と迅速な支援を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	虐待ネットワーク事業(平成24年度～28年度)
目的	住民に身近な地域において関係機関のネットワークを整備し、虐待の早期発見とサポートシステムを強化します。
概要	要保護児童対策地域協議会の充実を図り、児童虐待とその対応・援助の方法等を的確に行うためのネットワークの強化、児童虐待予防と啓発を図ります。
4-②	配偶者等からの暴力被害者相談事業(平成24年度～28年度) (再掲)
目的	配偶者等からの暴力被害者等が悩みを相談し、専門機関から適切な支援が受けられる環境を整備します。

概要	24時間虐待DV相談電話を設置し、配偶者等から暴力を受けている者が安心して相談できる環境を整えます。
----	--

## 主要施策 5 障がい者(児)福祉の充実

### 主要事業 5-1 障がい者在宅福祉の推進

具体的方策	障害者自立支援法に基づくホームヘルプ等の障害福祉サービスの充実とともに、相談支援等の地域生活支援事業の拡充に努め、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします。また、スポーツや文化活動への参加を促進するなど、障がいのある人の社会参加を推進します。	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	担当課
1-①	障がい者介護給付事業(平成24年度～28年度)	
目的	障がいのある人等の個々の障がいに応じ、必要なサービスが受けられるよう基盤整備と利用支援を行います。	
概要	居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)等の個々の障がいのある人にとって必要なサービスを提供し、障がいのある人の在宅、施設生活の充実を図ります。	
1-②	障がい者訓練等給付事業(平成24年度～28年度)	
目的	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活ができるよう必要な訓練等を実施します。	
概要	障がいのある人等の個々の能力及び適性に応じ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の訓練給付を行い、障がいのある人等の自立促進を図ります。	
1-③	障がい者地域生活支援事業(平成24年度～28年度)	
目的	相談支援、移動支援、地域活動支援センター等事業を地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施します。	
概要	障がいのある人等からの相談に応じるとともに、必要な情報提供等を行う事業、障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家庭の就労支援及び家族に休息を提供する日中一時支援事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障がいのある人の移動を支援する事業、地域活動支援センター等を地域の実情に合わせて実施します。	

## 主要事業 5-2 バリアフリーのまちづくり

具体的方策	公共施設のバリアフリー化推進など障がいのある人や高齢者等にやさしいまちづくりに努めます。障がいのある人に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施し心のバリアフリーを進めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	<b>福祉のまちづくり推進事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	福祉のまちづくりを進めるため、町内施設のバリアフリー化を推進します。
概要	町内の公共施設等のバリアフリー化について点検を行い、改善を促進します。
2-②	<b>心のバリアフリー啓発事業(平成24年度～28年度)</b>
目的	障がいのある人に対する理解を深めるため、広報啓発活動を実施します。
概要	障がいのある人に対する予断や偏見を取り除き、理解を深めるため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン(※)等についてのパンフレット作成や研修会を開催します。
2-③	<b>県立琴の浦高等特別支援学校の開校支援(平成24年度～28年度) (再掲)</b>
目的	県立琴の浦高等特別支援学校の開校を契機に、人権尊重のまちづくりを推進する体制づくりに努めます。
概要	平成25年4月に旧赤碕高等学校跡地に開校する県立琴の浦高等特別支援学校は、知的障がいの程度の軽い高校生を対象に専門的な職業教育を行い就職や社会的自立をめざします。 町ではこれを契機に、多様な障がいの特性を理解し必要な支援や配慮を実施することにより障がいのある人が尊重される地域づくりを目指します。また、生徒の実習受入企業の確保、協力施設との連携、協力体制の整備を図ります。

(※)ユニバーサルデザイン 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように施設・製品・情報を設計すること

## 主要施策 6 母子・父子福祉の充実

### 主要事業 6-1 母子・父子家庭への支援

具体的方策	母子・父子家庭の生活の安定と向上を図るとともに、児童が心身ともに健やかに成長するよう必要な諸条件を整え、支援する施策を推進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	母子会助成事業(平成24年度～28年度)
目的	母子会活動を推進し、母子家庭等の問題解決や生活の安定に向け援助支援を行います。
概要	母子会活動を通して、母子家庭等の相互連携と親睦を深めます。また、支援制度等についての情報提供、関係団体等への連絡体制の整備を図ります。
1-②	ひとり親家庭小中学校入学支度金助成事業(平成24年度～28年度)
目的	ひとり親家庭の健全な育成を図り、福祉の向上を推進します。
概要	小学校・中学校に入学する児童・生徒を養育している配偶者のいない者(ただし生活保護及び所得税を納めているものを除く)に対し、入学支度金を支給します
1-③	特別医療費助成事業(平成24年度～28年度) (再掲)
目的	ひとり親家庭で医療費の助成を必要とする者に対し、自己負担金を助成することにより、その健康の保持と生活の安定を図ります。
概要	ひとり親家庭に対し、医療費の自己負担金を助成します。

～ 2) 人権意識の高揚 ～

主要施策 7 人権意識の高揚

主要事業 7-1 人権尊重のまちづくり

具体的方策	あらゆる差別をなくする総合計画及び実施計画に基づき、人権尊重のまちづくりを総合的に進めます。また、現計画の計画期間終了後、次期総合計画及び実施計画を策定します	
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	担当課
1-①	人権・同和教育に関する意識調査(平成24年度～28年度)	
目的	これまでの人権・同和教育の取り組みの成果と課題を明らかにし、調査後のより効果的な人権・同和教育の推進を図ります。	
概要	人権・同和教育に関する第2回意識調査を平成26年度に実施します。その調査結果を、次期あらゆる差別をなくする総合計画及び実施計画や各種研修会等の企画の基礎資料としたり、町人権・同和教育推進協議会広報紙等の住民への啓発資料としたりなど人権・同和教育推進に活用を図ります。	
1-②	県立琴の浦高等特別支援学校の開校支援(平成24年度～28年度)(新規)	
目的	県立琴の浦高等特別支援学校の開校を契機に、人権尊重のまちづくりを推進する体制づくりに努めます。	
概要	平成25年4月に旧赤碕高等学校跡地に開校する県立琴の浦高等特別支援学校は、知的障がいの程度の軽い高校生を対象に専門的な職業教育を行い就職や社会的自立をめざします。 町ではこれを契機に、多様な障がいの特性を理解し必要な支援や配慮を実施することにより障がいのある人が尊重される地域づくりを目指します。また、生徒の実習受入企業の確保、協力施設との連携、協力体制の整備を図ります。	
1-③	あらゆる差別をなくする総合計画策定(平成24年度～28年度)	
目的	部落差別撤廃への施策推進とあらゆる差別の解決のための総合施策を計画的に推進するため、「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定します。	
概要	平成17年度に策定した「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」、平成23年度に策定した「琴浦町あらゆる差別をなくする実施計画(後期分)」に基づく施策について総合的・計画的な推進のため実施状況の把握・点検を行い、次期総合計画を平成27年度に策定します。	
1-④	あらゆる差別をなくする実施計画策定(平成24年度～28年度)	
目的	部落差別撤廃への施策推進とあらゆる差別の解決のための総合施策を計画的に推進するため、「琴浦町あらゆる差別をなくする実施計画」を策定します。	
概要	平成17年度に策定した『琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画』、平成23年度に策定した『琴浦町あらゆる差別をなくする実施計画(後期分)』に基づく施策について総合的・計画的な推進のため実施状況の把握・点検等を行い、次期実施計画を平成28年度に策定します。	

1-⑤	人権擁護活動の推進(平成24年度～28年度)
目的	人権擁護委員等との連携による人権啓発や人権擁護の活動を促進します。
概要	人権擁護のための街頭啓発、人権相談等の取組みを行います。

### 主要事業 7-2 人権・同和教育推進体制の整備・充実

具体的方策	指導者・推進者の養成により推進体制の整備及び充実を図り、行政、学校、企業、各団体、地域等の連携による人権・同和教育の推進啓発に努めます。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	人権・同和教育推進研究事業(平成24年度～28年度)
目的	町人権・同和教育推進協議会及び各地区人権・同和教育(同和教育)推進研究協議会に対し、人権・同和教育の推進・研究委託を行い、町並びに各地区における人権・同和教育の推進を図ります。
概要	町人権・同和教育推進協議会及び各地区人権・同和教育(同和教育)推進研究協議会に対し、人権・同和教育の推進・研究委託を行うとともに、連携を緊密にし推進体制の整備及び充実を図ります。 とりわけ、主要事業である人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)の推進体制の充実に向けて、事前研修会による推進的立場の者の資質の向上を図ります。
2-②	指導者・推進者養成講座等の実施(平成24年度～28年度)
目的	指導者・推進者養成講座の実施や、県内外の各種大会等への派遣により推進的立場の者の資質の向上を図ります。
概要	行政職員、教職員、各部落の人権・同和教育推進員、社会教育関係者などを対象に、人権・同和教育講座の実施や、県内外で行われる各種大会等への派遣を行い、推進的立場の者の資質の向上を図ります。 人権・同和教育講座においては、今後の推進に活かせるよう、受講者から高い満足度が得られるよう内容の充実を図ります。
2-③	県・町の部落解放月間(週間)中の啓発(平成24年度～28年度)
目的	鳥取県部落解放月間、琴浦町部落解放週間中に、啓発ワッペンの着用などの啓発活動を行い、住民の人権意識の高揚を図ります。
概要	鳥取県部落解放月間、琴浦町部落解放週間(人権週間期間)中に、園児、児童、生徒、役場職員等による啓発ワッペンの着用、懸垂幕や看板の設置、人権・同和教育講座の開設等を行い、住民啓発を図ります。 啓発活動を一過性にするのではなく、毎年、継続した取組みを行い、住民への期間の定着を図り、家庭や職場等で人権について考える機会づくりに努めます。

### 主要事業 7-3 人権施策・同和対策事業の推進

具体的方策	人権啓発、福祉の向上、住民交流の拠点としての文化センター事業の充実、生活相談員の設置、進学奨励金給付事業等各種制度の実施など人権施策・同和対策事業を総合的に推進します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	文化センター事業(平成24年度～28年度)
目的	文化センター事業、相談事業の充実に努め、人権啓発の推進、福祉の向上、住民交流の促進を図ります。
概要	部落解放文化祭や各種講座等の開催、教室活動の促進、相談事業の実施などにより、町民への学習機会の提供・拡充、福祉の向上、住民交流の促進を図ります。 また、学校、家庭、地域と連携して学習会や児童館活動等を実施し、子どもの進路保障と地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進します。 部落解放文化祭においては、多くの町民が来館する文化祭にするため内容の充実を図るとともに、地域とのつながりを深めます。
3-②	進学奨励金給付事業(平成24年度～28年度)
目的	経済的理由により修学が困難な人に琴浦町進学奨励金を給付することにより、修学の途を開き、社会に有用な人材の育成を図ります。
概要	高等学校、高等専門学校に在学する町民、及び同和地区出身者等で、大学、大学院、専修学校等に在学する町民に対して進学奨励金を給付(所得制限有)し、生徒の教育を受ける権利の保障と保護者の子育て支援を図ります。

### 主要事業 7-4 配偶者等からの暴力被害者相談事業

具体的方策	配偶者等からの暴力被害者の相談窓口を開設し、各専門機関と連携を図ることにより、被害の早期発見と迅速な支援を行います。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	配偶者等からの暴力被害者相談事業(平成24年度～28年度) (新規)
目的	配偶者等からの暴力被害者等が悩みを相談し、専門機関から適切な支援が受けられる環境を整備します。
概要	24時間虐待DV相談電話を設置し、配偶者等から暴力を受けている者が安心して相談できる環境を整えます。

主要事業 7-5 在住外国人の支援（新規）

具体的方策	在住外国人の生活の安定と向上を図りながら、支援する施策を実施します。
番号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
5-①	在住外国人支援事業(平成24～28年度)（新規）
目的	町内在住の外国人の生活の安定及び向上をめざします。
概要	町内在住の外国人を対象に、町内めぐりをしながら日本の文化に触れてもらい、琴浦町の生活情報等を提供しながら、どんなことでも気軽に相談できる交流広場等を定期的 に開催します。 日本語クラスを開催し、日常会話と生活によく使う漢字の学習の場を提供します。